

みんながねんきん

わたしたちの介護保険制度

65歳以上の方の介護保険料

介護保険は、40歳以上のみなさんに納めていただく保険料を財源の一部として、給付を賄っています。

介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

◆介護保険の財源

介護保険のサービスを提供するために必要な費用は、サービス利用者が1割もしくは2割分を自己負担し、残りの費用のうち、50%は公費(国、県、市)により、残りの50%はみなさんが納めている保険料で賄われています。

介護保険の財源は、社会全体の年齢別人口の増減により、第1号被保険者(65歳以上の方)が納める保険料はその22%、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の保険料は28%の負担割合となっています。

◆平成28年度介護保険料

介護保険料は27年度から29年度(第6期介護保険事業計画)の3年間の介護サービスの利用見込みなどにより算出し、一人当たりの平均的な保険料額(基準額)を定めています。

この基準額から、ご本人の所得や世帯の課税状況に心じて、保険料を段階的に調整することで、所得の低い方の負担が大きくなるないように保険料が決められます。

◆介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、特別徴収(年金天引)と普通徴収の2種類に分かれます。
※個人の希望による納め方の選択はできません。

○特別徴収

年金が年額18万円以上の方は年金から天引きされます。保険料の年額が年金の支払月(年6回)に分けて天引きされ、4、6月分は年間保険料確定前のため、前年度の2月と同額を仮徴収します。また、年間保険料が確定後、8月分より残りの保険料額を調整します。
※特別徴収対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

○普通徴収

年金が年額18万円未満の方は、直接納付が口座振替で個別に納付していただきます。市から送付する納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて納めます。ただし、特別徴収になるまでは、年金の年額が18万円以上であっても普通徴収となります。

$$\text{基準額 } 6,840 \text{ 円 (月額)} = \frac{\text{本市の介護サービス総費用} \times \text{第1号被保険者負担分 (22\%)} \div 12 \text{ か月}}{\text{本市の第1号被保険者数 (65歳以上の方)}}$$

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料率(年額)

※表の保険料額(年額)は100円未満の額を四捨五入した額です。

所得段階	対象者		基準額割合	保険料額(年額)	
第1段階	○生活保護受給の方 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税		0.45	36,900円	
第2段階	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計	80万円以下	0.75	61,600円
第3段階			80万円超 120万円以下		
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の誰かが市民税課税	本人の前年の合計所得金額	80万円以下	0.90	73,900円
第5段階(基準)			80万円超	1.00	82,100円
第6段階			120万円未満	1.20	98,500円
第7段階			120万円以上 190万円未満	1.30	106,700円
第8段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額	190万円以上 290万円未満	1.50	123,100円
第9段階			290万円以上 400万円未満	1.70	139,500円
第10段階			400万円以上	1.75	143,600円

合計所得金額

実際の収入から必要経費相当分を差し引いた金額(扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額)

課税年金

課税の対象となり源泉徴収票が交付される年金(障害年金や遺族年金などは該当しません)

問 高齢介護課 28・6025

